



1.はじめに

1-1 プラン策定の背景と目的

1-2 プランの位置づけ

1-1 プラン策定の背景と目的

現代社会では、経済性や効率を最優先して自然環境への配慮を怠り、自然の復元力や浄化力を超えて生活の利便性や快適性を追求してきました。その結果、今や人間を含めた生物が深刻な危機にさらされています。

こうしたなか、自然からの恩恵を将来にわたり持続的に得るために、1992年の地球サミットで生物多様性条約^{用語}が採択されました。これを契機として、ある特定の種や特定の環境の保護を目的としたこれまでの生物保護の枠組みを超え、地球上のあらゆる生物の多様性をその生息環境とともに保全する必要があることが、国際的な共通認識となっています。我が国も、1993年に同条約を締結し、1995年には、条約に基づき、生物多様性国家戦略^{用語}を策定しています。

生物多様性^{用語}は「生態系の多様性」「生物種の多様性」「種内（遺伝子）の多様性」の3つのレベルでとらえることが必要とされています。これは、特定の場所だけではなくあらゆる場所で、そこに生息・生育する生物の地域特性を維持しながら生物多様性を保全していくことが必要であることを意味しています。

徳島県には、変化に富んだ美しい海岸線や、深い緑に覆われた急峻な山々と谷を刻む中小の河川、吉野川とその周辺に広がる農地など、四季折々に変化する美しい自然があります。しかしながら、生物多様性という視点で県内の自然を確認すると、県内に生息・生育する野生生物のうち、維管束植物の約20%、哺乳類、鳥類などの脊椎動物の約12%が絶滅の危機に瀕しています。これは県全体をとらえた状況であり、都市部などの多くの人々が居住している地域ではさらに状況は悪化しています。

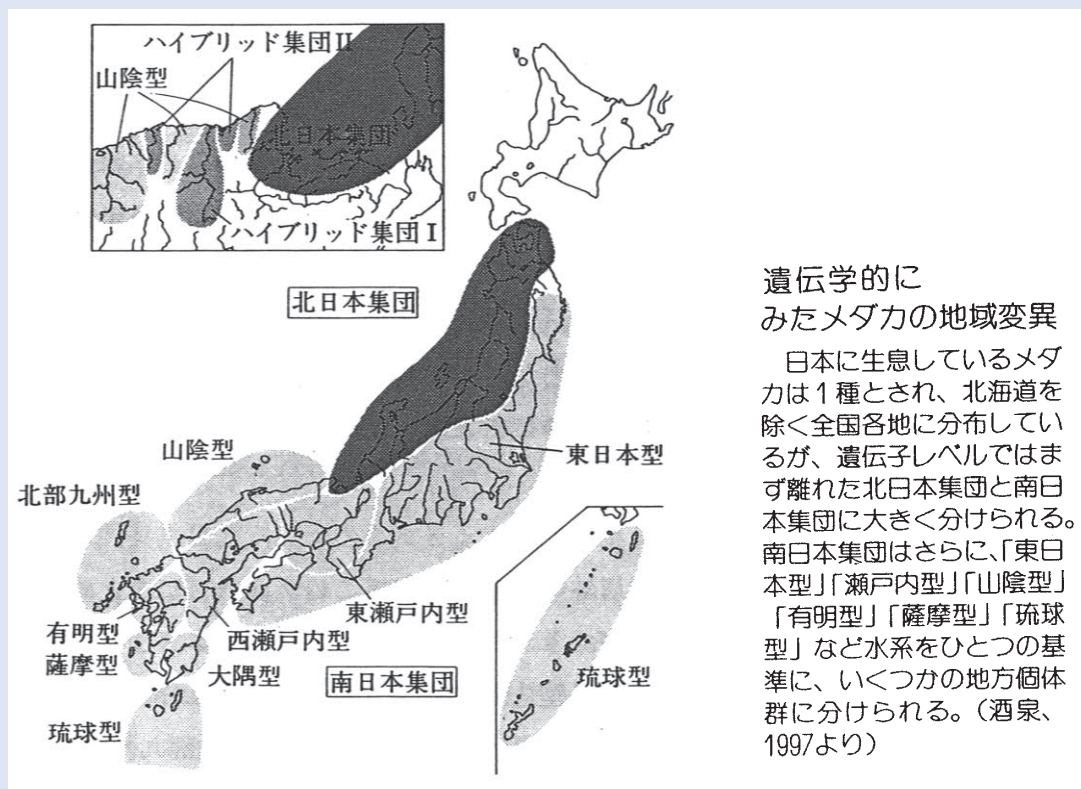
近年、県民自らが身近な自然とのふれあいのためにトンボ公園やメダカ池を作ったり、広葉樹の森を創出する活動が各地で行われているのは、身近な生き物やその生息場所が失われたことが強く実感されることが大きな要因になっていると考えられます。豊かな自然に恵まれていると言われる徳島県においても、多様な生物が生息・生育できる自然環境の保全、復元、創出が求められるようになっていきます。

こうした状況を鑑み、県では平成11年に「徳島県環境基本条例」を策定し、県・市町村・県民・事業者の環境パートナーシップのもと、「人と自然とが共生する住みやすい徳島」の実現に努め、ふるさと徳島の健全で恵み豊かな環境を守り、より良いものとして将来の世代に引き継いでいく方針を示しています。また、環境配慮の具体化を支援するための技術的な手引き書として「徳島県公共工事環境配慮指針」を策定し、平成13年度からは、行政・県民・事業者などの各主体が協力して、身近な自然環境の保全、復元、創出の取り組みをさらに広げていくために「ふるさと自然ネットワーク構築事業」を始めました。

本計画は、「ふるさと自然ネットワーク構築事業」の一環として、さまざまな生物の生息・生育空間を意味する“ビオトープ”^{用語}の保全、復元、創出^{用語}の方針と方法を示すことにより、県・市町村・県民・民間団体・事業者の協働のもと、徳島の自然を将来世代によりよい形で伝えることを目的として策定するものです。

◇生物多様性とは

- 生物多様性は、「生物多様性条約」において、「すべての生物の間の変異性をいうものとし、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含む。」と定義されています。ひとつの種であっても、生息・生育する地域によって、また個体間で形態や遺伝的形質に違いがあります。そして大型の哺乳類から微生物まで様々な環境に適応して多様な生物種が生息・生育しており、多様な種と大気・水・土壌等とが相互に関係しながら一体となって、森林、湖沼、干潟など様々な生態系を形成します。こうした遺伝子レベル、種レベル、生態系レベルの生物の多様な有様を総称して生物多様性と呼んでいます。(以上、生物多様性国家戦略、平成 14 年 3 月より引用)
- 生態系・種レベルの多様性と並んで、遺伝子レベルの多様性が求められているのは、同じ種でも異なる遺伝子形質を持つ個体(個体群)が多く存在することにより、将来の気候変動や病気の発生による絶滅や、近親交配による活性の低下の危険性を回避することが可能となるためです。
- 現時点で分類学上区別されていない種であっても、遺伝子レベルでは異なっていることがわかっている種もいます。たとえば、かつては身近な生き物であったメダカも生息地によって遺伝子型が異なり、日本には 10 以上の地方型があることが明らかになっています。また、ゲンジボタルも関東では明滅の間隔が 4 秒に 1 回ですが、関西のゲンジボタルは明滅間隔が 2 秒に 1 回で、遺伝的レベルでは異なっています。
- 遺伝子レベルの多様性を守るためには、人為的な生物の移動を避けることが大切です。



1-2 プランの位置づけ

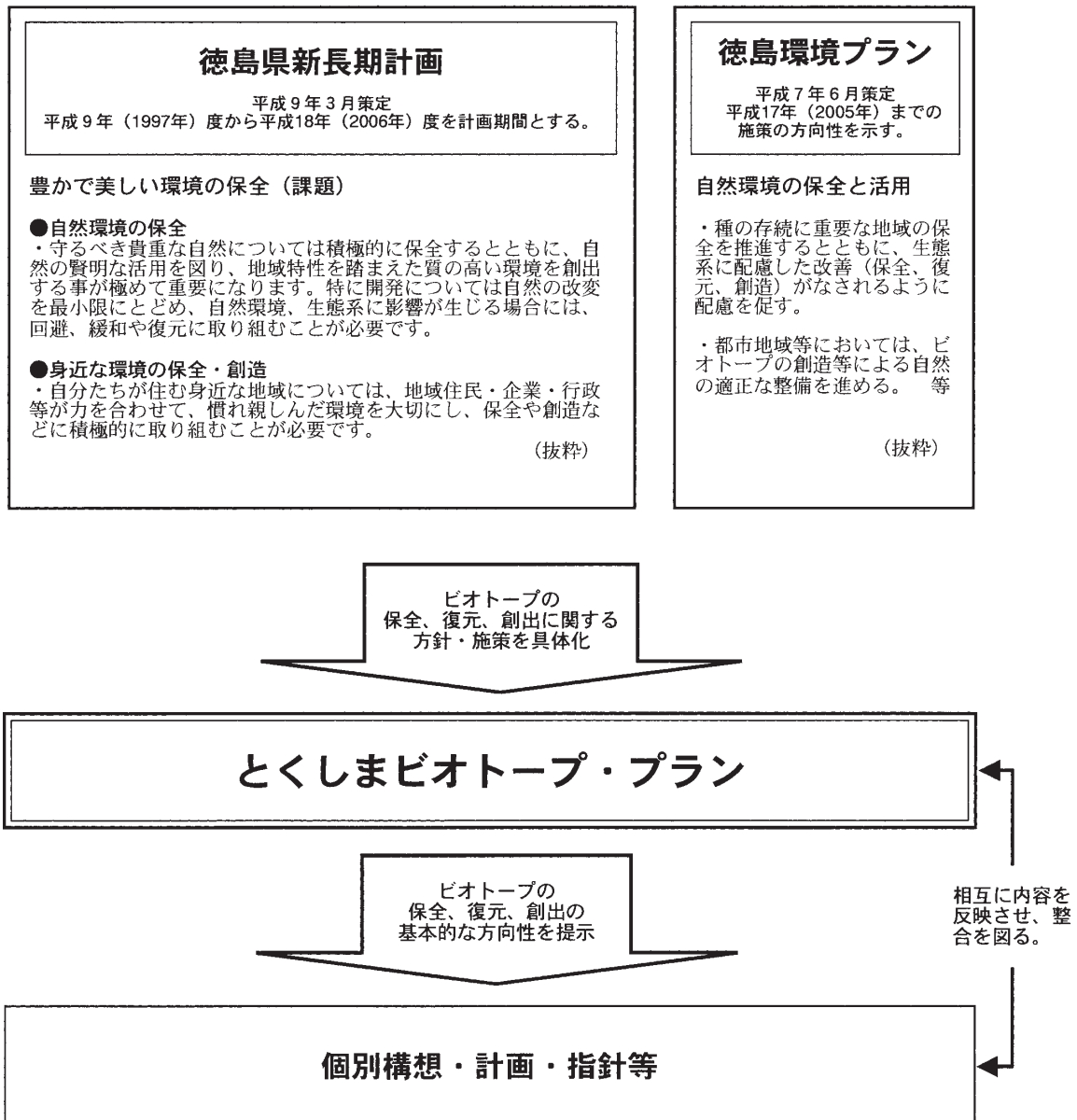
(1) 他の行政計画との関係

本計画は、県の基本的な計画である「徳島県新長期計画」や、徳島県環境基本条例に基づく環境基本計画として位置づけられた「徳島環境プラン」の目標である『良好な自然環境の保全』を具体化する上で、基本的な考え方となる、ビオトープの保全、復元、創出に係る方針や手法を定めた指針として位置づけられます。

また、個別計画に対しては、同様に、ビオトープに係る基本的な方向性を示す上位の計画として位置づけられます。

本計画の策定においては、既存の各種計画に示されたビオトープの保全、復元、創出に関する内容を反映します。一方、各種計画の見直しや新規計画の策定時には、本計画の内容を反映し、計画相互の整合を図るものとします。

■各種計画との関係



(2) 県の実施する各種事業との関係

本計画は、ビオトープの保全、復元、創出を県事業で検討する際の基本的な資料となります。特にミティゲーション（次ページコラム参照）の検討においては、構想段階での影響回避や、計画・設計・施工段階の影響回避・低減・代償を検討する際の資料としての活用が求められます。また、本計画を活用することによりビオトープネットワークなどの広域的な視点を個別事業に加えることが可能になります。

開発と自然の保全との調整を図るためには、必要に応じ構想・計画・設計・施工の各段階で検討の精度に対応する自然環境調査を要します。

(3) 市町村、県民、事業者の活動との関係

本計画は、市町村、県民、事業者が協働の視点により、ビオトープの保全、復元、創出を行う際に望まれる方向性や基本的な留意事項を提示します。これにより、それぞれの保全、復元、創出するビオトープの質的、位置的な整合を図り、取り組みの効果が高まるようにします。

◇ミティゲーションとは

- ・ミティゲーション (mitigation) とは、開発の際に自然への影響を回避したり緩和することです。ミティゲーションの考え方は、欧米で発達したもので、米国では 1969 年、環境に関する国の基本法である「国家環境政策法 (NEPA)」の環境アセスメント制度に関連して、ミティゲーションが定められています。米国ではミティゲーションの種類を次の 3 つに大別することが多くなっています。

【回避】 開発を中止したり、別の場所で行うことにより、自然への悪影響を避ける。
【低減】 開発面積を縮小するなどして、自然への悪影響をできる限り少なくする。
【代償】 開発によって失われる自然の代わりに別の場所で自然を守る。または、新たに自然を創出して悪影響の埋め合わせをする。

- ・ミティゲーションは、回避→低減→代償の順で検討することが必要です。まず、回避を検討し、回避ができない場合に低減を検討します。そして、最後の手段として低減の後に、残る影響について代償を行うという順番です。
- ・ドイツにおいては、1976年に制定された「連邦自然保護法」にミティゲーションにあたる、自然や景観に対する悪影響を抑えるための規定が設けられています。

◆ミティゲーションの種類と優先される順序

〈森をつらぬく道路の建設計画があった場合の一例〉

